

2 申込資格

市営住宅の申込資格は下記のとおりです。

○ご家族でお申し込みの方

【共通申込資格】と【家族向けの条件】の全てを満たすこと。

○単身でお申し込みの方

【共通申込資格】と【単身向けの条件】の全てを満たすこと。

【共通申込資格】－ 下記の（１）～（９）の全ての資格を満たすこと。

- （１） 申込日現在において、申込者本人が成年者（※注１）であること。
- （２） 申込日現在において、申込者本人が札幌市内に居住し、住民登録をしていること。又は札幌市外に居住しているが、札幌市内の勤務先に通勤していること。
- （３） 入居しようとする方全員に持ち家（札幌市内）がなく、現に住宅に困窮していること。（※注２）
- （４） 申込日現在において、世帯の月額所得額が 158,000 円（一部住宅については 114,000 円）以下であること。ただし、一定の要件に当てはまる世帯は、金額の条件が緩和されます。（詳細は 14～19 ページ参照）
- （５） 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
- （６） 過去に市営住宅に入居していた方については、未納の家賃、その他の市営住宅の使用に係る債務がないこと。
- （７） 札幌市営住宅条例第 32 条第 1 項（第 7 号を除く。）の規定による明渡しの請求を受けて、過去 5 年以内に市営住宅を退去した者又は現に当該請求を受けている者でないこと。
- （８） 入居指定日から 7 日以内に入居できること。
- （９） 申込者本人及び同居しようとする家族が、暴力団員ではないこと。
（暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）

【家族向けの条件】－ 共通申込資格と、（１０）・（１１）の全てを満たすこと。

- （１０） 夫婦（婚約中の方を含む。成年者の方については内縁関係も可）又は親子を主体とした家族で入居すること。
 - ・ 戸籍上の配偶者がいる場合は、配偶者と共に入居すること。（※注３）
 - ・ 婚約中の方は、入居指定日から 3 か月以内に入籍し、同居できること。
 - ・ 内縁関係とは、原則、申込日現在において同一住所で、住民票の続柄が未届けの夫又は妻となっているとともに、戸籍上で他に婚姻関係がないこと。
- （１１） 4K 以上の広さの住宅は、4 人以上で入居すること。

【単身向けの条件】 - 共通申込資格と、(10)～(12)の全てを満たすこと。

- (10) 申込者本人に、現に戸籍上の配偶者がいないこと、かつ、同居できる家族がいないこと。(※注3)
- (11) 申込者本人が、自炊が可能な程度の健康状態で、独立して日常生活（在宅介護を含む。）を営めること。
- (12) 申込日現在において申込者本人が、次の①～⑪のいずれかに当てはまること。
- ① 60歳以上の方
 - ② 身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ④ 療育手帳の交付を受けている方
 - ⑤ 戦傷病者（特別項症～第6項症又は第1款症）として認定されている方
 - ⑥ 原子爆弾による被爆者の方
 - ⑦ 生活保護を受けている方
 - ⑧ 中国残留邦人等支援給付を受けている方
 - ⑨ 海外からの引揚者で引揚後5年を経過していない方
 - ⑩ ハンセン病療養所に入所していた方
 - ⑪ 配偶者（生活の本拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方
 - ア 一時保護又は保護が終了した日から5年を経過していない方
 - イ 裁判所に申し立てをし、保護命令が発令された日から5年を経過していない方

※ 当選した場合は、それぞれの申込資格に応じて、必要書類を提出していただきます。

※ (12)のうち③、④に当てはまる方は、(11)の要件を満たしていることを確認するため、札幌市が実施する面談を受けていただく必要があります。

※ 東日本大震災の被災者のうち、子ども・被災者支援法に規定する支援対象地域に居住していた方については、住所要件、世帯要件が一部緩和されております。

詳細については、公社募集担当係（電話205-3071）にお問い合わせください。

なお、申込みの際は、避難元市町村が発行した「居住実績証明書」が必要となります。

(※注1) 未成年者でも、次のいずれかに当てはまる方は、申込みに関しては成年者とみなします。

ア 現に戸籍上の配偶者がいる方

イ 戸籍上の配偶者と死別又は離婚している方

(※注2) 持ち家を手放す場合又は家が古く取り壊す場合には申込みはできますが、当選後の資格審査の際に、持ち家でなくなったことを証明する登記簿謄本、売買契約書又は滅失証明書等を提出していただきます。

なお、当選後の資格審査の際に、これらの書類を提出できなければ失格となります。

(※注3) 離婚に向け現在別居中の夫婦は、申込日現在において住民票で別居が確認でき、かつ離婚の意思が確認できる場合（離婚調停中の方は、そのことを確認できる書類）に限り申込みができます。